

# コミュニティプラザパラボ6F ホール使用について

---

## ご使用にあたって

- ご使用に関してのお問合せは火曜日を除く営業日の午前 10 時～午後 6 時 30 分の間に電話(代表 ☎0157-31-3600)で営業推進までお問い合わせいただくか、株式会社まちづくり北見(北見市大通西 2 丁目まちきた大通ビル 3F 営業推進)までご来店ください。
- お申込みの際には、主催者名、代表者氏名、人数、使用内容をご確認後、こちらから施設の使用料金、サービス内容及び施設使用にあたっての注意事項をご説明させていただきます。内容をご了承いただきましたら仮予約とさせていただきます。(以下、「仮予約」と言います。)
- 「仮予約」として受け付けた後、所定の「施設使用申込書」に必要事項を記入・捺印のうえお申し込みください。(以下、「本予約」と言います。)尚、施設使用 1 週間前までに使用料を受領できない場合は、「本予約」を取り消させていただきます場合がございます。請求書が必要な場合は、お申し付けください。
- 施設使用予定の7日前以降のキャンセルの場合は、使用料金の 100%をキャンセル料金としてご請求します。

## お支払い

- 使用料の納付は現金をご持参頂くか、指定の銀行口座へお振込みください。(振込み手数料はご使用者にご負担願います。)
- 振込銀行 北見信用金庫本店(普) 1112567 口座名 株式会社まちづくり北見

## 使用時間及び使用料金

- 営業日 : 火曜日定休
- 使用時間 : 10:00～18:30
- 基本料金 : 1 時間 1,650 円(税込)
- 物品販売、商品説明会、展示会等営利営業を目的として使用する場合の使用料金は、1 時間 3,300 円(税込)といたします。
- お客様の都合により使用時間を超過された場合は、別途1時間につき 1,650 円(税込)の追加料金を頂戴します。(営利営業を目的とした場合は、1 時間につき 3,300 円(税込)) 但し、スケジュールの都合により使用の超過に応じられない場合がございますのでご了承ください。

## 当施設及び当施設内の設備・機器備品等の使用について

- 設備・機器(冷暖房・空調・音量・調光等)の操作方法は当施設担当者よりご説明いたします。
- 使用可能な備品類は、マイク・マイクスタンド・演台・パイプ椅子・テーブルです。当施設に常備していない備品または、その他の機器を持ち込む場合は必ず事前にお申し出ください。使用電力によっては別途使用料をお支払いいただく場合がございます。
- 機器等のリハーサル・実演を行う場合は、予め当施設担当者の承諾を得てください。なお、臭気、騒音等を伴う機器の使用はお断りいたします。

- 使用に際して、室内または建物の諸設備、機器備品等を毀損、汚損、紛失された場合、または、使用者に起因する火災等の事故を起こした場合には、当施設の算定するところに従って復旧に要する直接・間接費用の一切をご負担いただきます。
- 使用後に清掃を必要と判断した場合は別途清掃料をいただきます。
- 会場使用開始時及び終了時は3階事務所営業推進課にお知らせください。
- 物品の搬入出を行う場合は営業推進課と事前に詳細を打合せのうえ、担当者の指示に従ってください。当施設の設備・什器等に損傷の恐れがある場合は必ず養生するようお願いいたします。
- 駐車場のご利用については、まちきた大通ビル駐車場、北見市本庁舎駐車場、ナップス契約駐車場をご利用ください。2時間まで無料サービスいたします。2時間を超えた料金については、ご利用者にご負担いただきます。主催者が、2時間を超えたお客様の駐車料金を負担する場合は、1時間サービス券を1枚 200 円(税込)で販売いたします。(事前にお申し付けください)

### 損害賠償及び免責

- お客様及びお客様が手配された業者、来場者など関係者の故意または過失により当施設または当施設の設備・什器備品を毀損、汚損、滅失させたときはお客様に損害を賠償していただきます。
- 当施設の使用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、当施設に過失が無い限り、当施設は一切の責任を負いませんのでご了承ください。尚、当施設側ではお客様の貴重品等をお預かりいたしません。
- 天災、火災、その他の不可抗力によって当施設の利用が困難となった場合、これらの不測の事態による損害について当施設は一切責任を負いかねますのでご了承ください。

### ご使用の制限

- 以下の項目の一に該当する場合、予約の取り消しまたは使用をお断りする場合があります。予約が取り消された場合でも所定のキャンセル料を申し受けます。また、お客様が被った損害については、当施設は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- 申込申告事項が実際と異なる場合。
- 当施設または当施設の設備・什器備品を損傷・汚損する恐れがある場合。
- 当施設で定めた使用規約に違反した場合。
- 関係官公庁より中止命令が出た場合。
- 理由の如何にかかわらず、使用目的等が当施設で行うには相応しくないと当施設が判断したとき。また、次に掲げる行為は禁止します。

- イ) 当方の承諾のない掲示、販売、寄付募集行為等。
- ロ) 危険物(火薬、油脂、薬品、毒性ガス、劇薬、ガスボンベ等)の持ち込み。
- ハ) 腐敗物、腐食物等の臭気を伴う物の持ち込み。
- ニ) 大音響を発するものの持ち込み。
- ホ) 特定宗教の信者又は団体が、信者・一般市民を対象に行う宗教活動。
- ヘ) 身体障害者補助犬以外の動物の持ち込み。
- ト) 飲食物(弁当類等)の持ち込み。
- チ) 壁面、ドア等へのテープ、押しピン類による張り紙。

り) 当施設の什器・備品等の移動、損傷、汚損。

#### コロナ感染症感染拡大防止対策について

- ・ お客様がご来場される催しの際は、事前予約、または整理券の配布により分散させること。
- ・ 会場内の換気の徹底をすること(一定の時間ごとに空気の入れ替えを行う)。
- ・ 参加者の名簿・連絡先の把握を徹底し一定期間(最低1か月)保存すること。
- ・ 会場内では、お客様同士の接触を控え、一定の距離を保つこと
- ・ 使用した設備・器具は会期中も定期的に消毒・洗浄を心がけてください。
- ・ 検温の実施、こまめな手洗い、マスクの着用を徹底すること。
- ・ 分散退場などを取り入れ密を防ぐ対応をとること。

以上

コミュニティプラザパラボ 営業推進

0157-31-3600 内線 1710